

資料No. 1

第24号議案

いじめ問題対策連絡協議会設置要綱の一部改正について

別紙のとおり、いじめ問題対策連絡協議会設置要綱の一部を改正する。

平成26年10月6日提出

教育長 林 雅 則

提 案 理 由

いじめ問題対策連絡協議会設置要綱の一部を改正したいので、この案を提出する。

改正理由

いじめの防止等について、青少年育成関係者とより一層の連携を図るため、いじめ問題対策連絡協議会設置要綱第3条第1項について、委員の人数を増員する。

新旧対照表

旧	新
第3条 協議会は、委員 <u>23</u> 人以内で組織する。	第3条 協議会は、委員 <u>25</u> 人以内で組織する。

いじめ問題対策連絡協議会設置要綱（案）

福井県教育委員会

（設置）

第1条 いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第14条第1項の趣旨に基づき、いじめの防止等に関係する機関および団体の連携を図り、いじめ対策を総合的かつ効果的に推進するため、いじめ問題対策連絡協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（業務）

第2条 協議会は、次の事項について協議するものとする。

- (1) いじめの防止等のための実効性を高める方策および実施状況
- (2) いじめの防止等に関係する機関および団体の相互連携
- (3) いじめの防止等のための施策の普及・啓発
- (4) その他いじめ問題対策に関すること

（組織）

第3条 協議会は、委員25人以内で組織する。

2 協議会は、次に掲げる機関および団体の代表をもって構成する。

- (1) 青少年育成関係者
- (2) 心理・福祉関係者
- (3) 学識経験者
- (4) 行政機関関係者
- (5) PTA関係者
- (6) 学校関係者
- (7) 市町教育委員会
- (8) 県教育行政関係者

3 委員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

（会長）

第4条 協議会に会長を置く。

2 会長は、委員の互選により選出する。

3 会長は、会務を掌握し、協議会を代表する。

4 会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

（会議の招集）

第5条 協議会は、会長が招集する。

2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求めることができる。

（庶務）

第6条 協議会の庶務は、教育庁義務教育課および高校教育課において処理する。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附則

この要綱は、平成26年4月25日から施行する。

この要綱は、平成26年10月6日から施行する。